

建築物石綿含有建材調査者講習のお知らせ

建設ユニオン組合員限定

首都圏建設産業ユニオン多摩北支部

電話 042-479-2260

石綿障害要望規則・大気汚染防止法の改正により、建物の解体・改修工事時の石綿飛散防止対策が強化されました。令和5年10月1日以降、調査者の資格を取得した者による事前調査が義務付けられる事を受け、調査者資格を取得するための講習を、(一財)日本環境衛生センターの協力を得て、建設ユニオンで開催します。

非常に人気が高く、一般の開催では予約が難しい講習になります。是非、この機会をご活用下さい。

■主 催 一般財団法人日本環境衛生センター（共催：全建総連）

■日 時 ①令和4年2月19日・20日（土・日の2日間）（注1）

②令和4年3月14日・15日（月・火の2日間）

1日目（講習） 受付9時～ 9時30分～18時

2日目（講習・試験） 受付9時～ 9時30分～18時

■会 場 建設ユニオン本部4階会議室

■定 員 40名（申込順）（注2）

■受講料 49,500円（テキスト・税込）

■× 切 ①の講習はR4年2月4日（金）までに、②の講習は R4年
2月28日（月）までに必要書類をそろえて申込をして下さい

■内 容 動画視聴及び講師による講義（座学）、試験

■取得資格 一般建築物石綿含有建材調査者（注3）

注1 2日間全てに参加していただきます

注2 裏面の受講資格を満たす必要があります

注3 試験（マークシート方式）に合格する必要があります



■主な受講資格（下表のいずれかの条件を満たす必要があります）

	受講資格要件	実務経験
①	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験不問
②	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材調査の実務経験5年以上
③	学歴不問	建築実務経験11年以上
④	大学の建築学科を卒業	建築実務経験2年以上
⑤	短期大学（3年制）の建築学科を卒業	建築実務経験3年以上
⑥	短期大学（2年制）又は高等専門学校の建築学科を卒業	建築実務経験4年以上
⑦	高等学校又は中等教育学校の建築学科を卒業	建築実務経験7年以上

◆必要書類など

受講資格によって、用意いただくものが違います。

詳しくは支部にお問合せください。

■事務所等で記載いただく書類

- ①申込書
- ②様式1
- ③様式2
- ④承諾書
- ⑤健康告知票（当日持参）



■持参いただく書類等

- ⑥顔写真のデータ（bmp、jpeg、jpg、pngの形式）
- ⑦資格証明書の写し（上記受講要件①②の場合）
- ⑧卒業証明書（上記受講要件④⑤⑥⑦の場合）
- ⑨実務経験の経歴書（メモ書きで可）

※実務経験の経歴書を様式2に記入します

※従業員は事業主の代表者印を様式2に押印

※事業主は自身の実務経験を証明するものとして、以下の書類が追加で必要です

- ・定款、建設業許可証明書、開業届、解体業の許可の内の一つを用意
- ・上記が用意できない場合、必要実務経験分の確定申告書を用意（2年～11年）

- ⑩受講料

